

【消費生活の窓口から】

SNS やマッチングアプリ、友人・知人からの誘いを きっかけとした 暗号資産のトラブルにご注意を！

～その話、うのみにしないで～

全国的に暗号資産（仮想通貨）に関する相談が多数寄せられています。トラブル防止のために、どんな流れで被害にあっているか確認しましょう。

〈SNS・マッチングアプリで知り合った人からの勧誘〉

1. SNS やマッチングアプリで知り合った相手に暗号資産取引を勧められ、暗号資産の口座を開設し、取引する。
2. 暗号資産取引のサイトや暗号資産の口座で利益が出ているように見える。
3. 出金しようとする、高額な手数料を請求される。
4. 出金できないまま、SNS やマッチングアプリで知り合った相手と音信不通になる。

〈友人・知人からの勧誘〉

1. 友人や知人に暗号資産取引を勧められる。
2. セミナー等でさらに勧誘され、契約する。
3. 友人や知人にお金を預ける。
4. 利益が出ているように見えるが出金できない。返金されない。

【アドバイス】

◆暗号資産の投資を勧める相手からの勧誘をうのみにしないようにしましょう。

◆暗号資産交換業の登録業者か確認し、無登録業者とは取引しないようにしましょう。

◆取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないようにしましょう。

◆不安に思った場合や、トラブルに遭った場合は、消費生活相談窓口か消費者ホットライン
いやや
188（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[SNS やマッチングアプリ、友人・知人からの誘いをきっかけとした暗号資産のトラブルーその話、うのみにしないでー（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593